

爵

立案 明治 甲午二月廿一日  
決裁 明治 年月日

爵位局長 知

爵位局主事 勅 務

甲午二月廿一日

大臣

次官

内事課長

内事課次長

陸軍少将 佐佐木 勲 三等功三級 三原重雄  
分九百十六名 余位一件

官 内 官

裏面白紙



陸軍少將從五位勲三等功三級三原重雄  
外九百十六名叙位、件  
右謹<sub>テ</sub>奏<sub>ス</sub>

明治四十年二月六日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望<sub>印</sub>

内閣



明治四十年二月 日

内閣書記官

内閣總理大臣 望

内閣書記官長 也

陸軍少將従五位勲三等功三級三原重雄外九百  
十六名ハ今回ノ戦役ニ際シ戦地ニ在テ死歿シ  
功績アル者ニ付戦死者贈位並敘位進階内  
則第 四條ニ依リ陸軍大臣奏請ノ通相  
當位ニ敘セラレ然ルヘシ

内閣



















































































































































陸軍

同 同 同 同 同 同 同 同

同 同  
明治廿八年三月六日  
明治廿八年三月十日  
明治廿八年三月六日  
明治廿八年三月八日  
明治廿八年三月三日  
明治廿八年三月六日

同 同 同 同 同 同 同 同  
明治廿八年三月六日  
明治廿八年三月十日  
明治廿八年三月六日  
明治廿八年三月八日  
明治廿八年三月三日  
明治廿八年三月六日

陸軍歩兵少尉勲六等功五級  
陸軍歩兵少尉勲六等功六級  
同  
陸軍歩兵少尉勲六等功五級  
同  
陸軍歩兵少尉勲六等功六級  
同  
同  
同

飯田格郎  
江本由太郎  
笠谷與七  
田中賀郎  
大野二三  
西居正丸  
中野玉吉  
徳山勲平

裏面白紙

58



別紙陸軍少將三原重雄以下九百十七名現官ニ  
任セラレタル處今回ノ戰役ニ於テ各頭書ノ日付ヲ  
以テ死没シタルモノニ付戰死者贈位並ニ敘位進階内  
則第4條ニ依リ各相當位ヲ追賜セラレ度  
謹テ奏ス

明治三十九年十二月四日

陸軍大臣寺内正毅



陸軍

裏面白紙

58